

平成16年1月19日
監 査 事 務 局

都有地を不法占有している学校法人東京朝鮮学園に
対して知事が行った提訴について

市川隆氏ほか2名から提出があった「江東区に所在する港湾局所管の都有地が不法占有されていることは財産の管理を怠るとして必要な措置を求める住民監査請求」において監査委員が行った勧告に基づき、知事が講じた措置について、別紙のとおり、通知がありましたので、お知らせします。

1 請求内容（平成15年8月12日受付）

学校法人東京朝鮮学園は、江東区枝川一丁目に所在する港湾局所管の都有地（以下「本件土地」という。）を不法占有しており、都は違法・不当にこの不法占有状態を見過ごし、適正な財産管理を怠っていることから、不法占有の解消及び損害の補てんを求める。

2 勧告内容（平成15年10月6日通知）

本件土地の無権原占有状態の是正及び無権原占有に伴い都が被った損害の補てんのために必要な措置を、平成16年3月31日までに講ずることを勧告する。

3 知事が行った措置

無権原占有状態の是正等を求めて、学校法人東京朝鮮学園と交渉を続行したが、双方の主張の差は依然として大きく、交渉によっては解決に至らないと判断した。
このため、平成15年12月15日、東京地方裁判所に提訴した。

提訴内容

- (1) 本件土地の明渡し及び本件土地上の建物収去
- (2) 本件土地について、平成2年4月1日から平成15年11月30日まで合計で金406,659,516円及び平成15年12月1日から土地明渡しまで1月当たり合計で金1,210,071円の金員を支払うこと

地方自治法第242条第9項において、監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならないとされています。

連絡先 監査事務局総務課
直 通 03-5320-7011

15港総総第1057号
平成16年1月7日

東京都監査委員 殿

東京都知事
石原 慎太郎

「江東区に所在する港湾局所管の都有地が不法占有されていることは
財産の管理を怠るとして必要な措置を求める住民監査請求監査結果」
の勧告に基づき講じた措置について

平成15年10月3日付15監総第858号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1 措置の内容

勧告のあった江東区枝川一丁目9番1及び9番2の学校法人東京朝鮮学園東京朝鮮第二初級学校用地について、平成2年4月1日からの無権原占有状態の是正及び無権原占有に伴い都が被った損害の是正及び補填を求めて、学園側と交渉を続行した。しかし、双方の主張の差は依然として大きく、交渉によっては解決に至らないと判断したため、学校法人東京朝鮮学園に対して、当該土地明渡し及び平成2年4月1日から土地明渡しまでの土地使用料相当額を不当利得とし、その返還を求めて東京地方裁判所に提訴した。

2 提訴年月日

平成15年12月15日

3 提訴の内容

(1) 被告

学校法人東京朝鮮学園 代表者理事 趙 性周

(2) 請求趣旨

本件土地の明渡し及び本件土地上の建物収去

本件土地について、平成2年4月1日から平成15年11月30日まで合計で金406,659,516円及び平成15年12月1日から土地明渡しまで1月あたり合計で金1,210,071円の金員を支払うこと